

他店購入でコンタクトレンズを ご希望の患者様へ

コンタクトレンズを他店購入する場合、当院でコンタクトレンズの指示箋をお渡しします。

指示箋は当院で取り扱いのあるコンタクトレンズでしかお渡しできません。

他店で取り扱いのあるコンタクトレンズの種類、在庫の数、指示箋の有効期限や規定は当院では
分かりかねます。ご自身でお確かめください。

指示箋お渡しまでに以下の手順が必要となります。

1日目

- ①屈折検査、視力検査
- ②散瞳薬の点眼（視界がぼやけて見えにくくなります）
- ③屈折検査、眼底検査

2日目

- ④コンタクトレンズ合わせ（コンタクトレンズ装用が初めての方は装用練習をします）
- ⑥指示箋お渡し



視力検査のみでコンタクトレンズを処方することはできません。

散瞳薬を点眼し眼底検査を行うことでより正確な屈折度数が得られます。

未散瞳での屈折検査では正確な度数が得られず過矯正となり眼精疲労などの原因となります。

また、眼底検査で網膜剥離などの眼病が発見されることもあります。

※散瞳薬を点眼すると4、5時間程度（個人差あり）見えにくくなり、運転や細かい文字を
読むことが難しくなります。

※ご自身の目に合った眼鏡をお持ちでない方は眼鏡を作成する必要があります。

※1日目にコンタクトレンズを合わせることはできません。

2日目以降、眼底検査で得た正確な屈折度数を元にしてコンタクトレンズを合わせます。

実際にコンタクトレンズを眼に装用し、視力検査、フィッティングの検査、装用感を確認します。

問題がなければ指示箋をお渡しします。

（初めてコンタクトレンズを装用する方は装用練習をし、ご自身で装用が可能となれば指示箋を
お渡しします。装用できるようになるまで指示箋はお渡しできません）

指示箋にはご自身で何も記入しないでください。

記載してあるコンタクトレンズ以外の商品は購入できません。あらかじめご確認ください。